

入札契約制度に係る説明会

＜測量・建設コンサルタント等業務＞



令和7年9月

広島県水道広域連合企業団

- 1 広島県水道広域連合企業団について
- 2 入札契約制度について(令和7年3月時点から具体化・修正した主な制度内容)
- 3 今後の予定
- 4 質疑応答

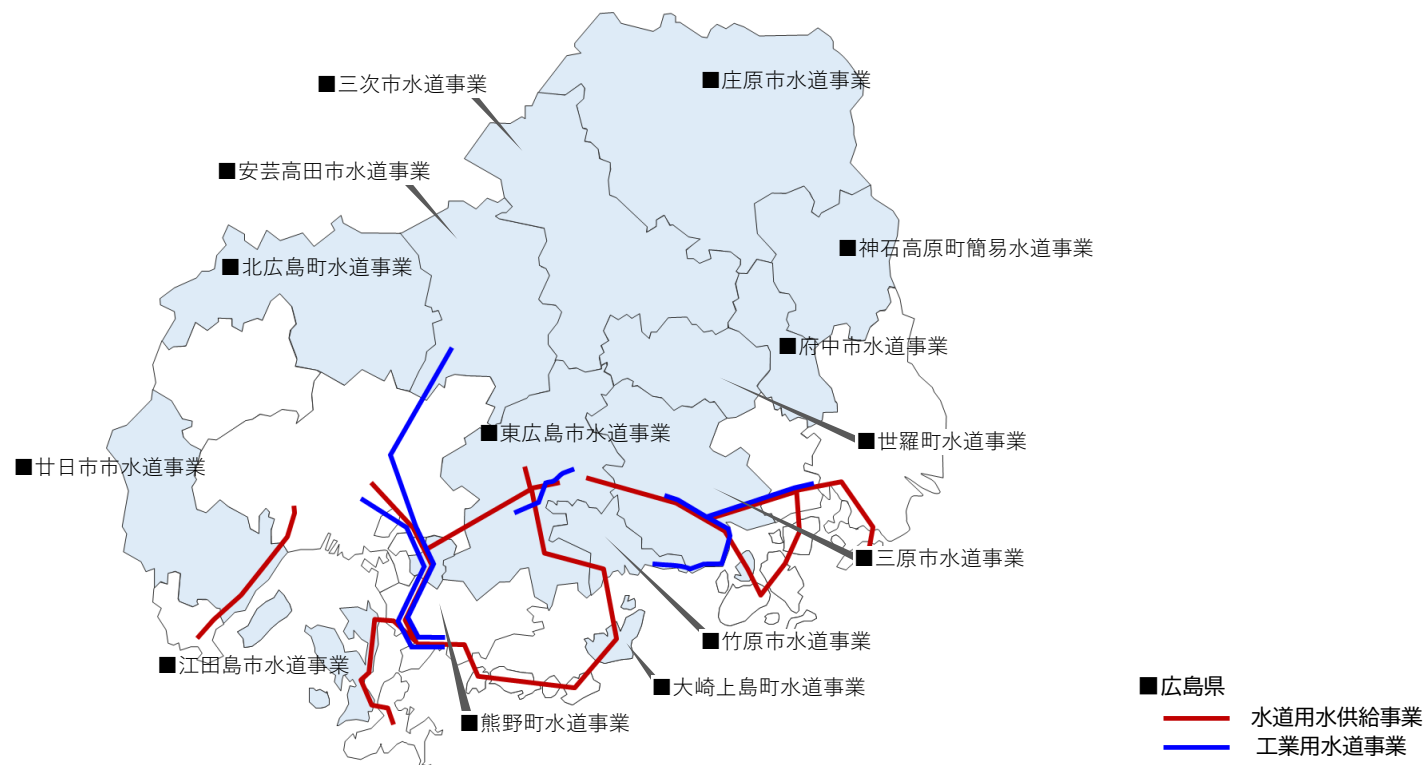
1 広島県水道広域連合企業団について

1 広島県水道広域連合企業団について



(1) 概況

- 広島県水道広域連合企業団（以下「水道企業団」という。）は、14市町と県（以下「構成団体」という。）が、水道事業、水道用水供給事業、工業用水道事業を共同で経営することを目的に設立した特別地方公共団体
- 令和5年4月から事業を開始している



(2) 基本理念 ～水道企業団の責務・目的～

- 水道企業団は、多様な背景を持つ市町と県が統合し、相乗効果を発揮するとともに、環境の変化に的確に対応しながら、安全、安心、良質な水を適切な料金で安定供給する水道システムを構築することで、住民福祉の向上と地域経済の発展に寄与する
- 水道企業団は、水道変革のフロントランナーとして、ノウハウや技術力を活用し、国内外の水道の発展に貢献する

(3) 基本方針 ～水道企業団の取組の方向性～

ア 上質なサービスの提供

- ・ 水源保全や適切な水質管理による安全・安心・おいしい水の提供
- ・ 低廉な料金の維持
- ・ デジタル化などによる便利で快適なサービスの提供

イ 施設・維持管理の最適化

- ・ 国交付金を最大限活用し、全体最適の観点から施設を再編整備
- ・ デジタル化や重複業務の一元化、民間活用などによる効率的な維持管理
- ・ 施設の強靱化、バックアップ機能の強化などによる危機管理体制の強化
- ・ 効率的な水運用や高効率機器の導入などによる環境負荷の低減

ウ 組織・管理体制の強化

- ・ 簡素で効率的な組織、柔軟で機動的な組織の整備
- ・ 迅速な意思決定や経営の健全性確保が可能なガバナンス体制の整備
- ・ 計画的な人材育成による水道の専門家集団の構築

1 広島県水道広域連合企業団について



(4) 組織体制及び業務執行

- 水道企業団の組織体制は、本部と15事務所で構成している
- 業務の執行に関しては、原則、浄水場の新設など施設の再編整備に係る業務は本部が行い、更新工事に係る業務は各事務所が行う
ただし、事務所の業務量等を勘案し、必要に応じて本部が事務所をバックアップ

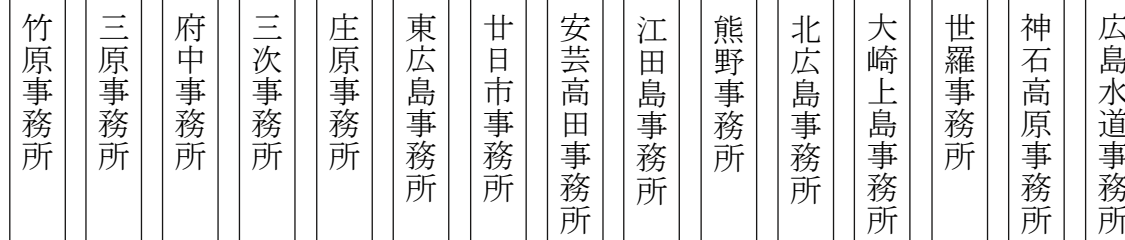
【組織体制】

(本部)

本部

- ・総務課
- ・企画課
- ・会計課
- ・技術管理課
- ・業務課
- ・工務課
- ・水質管理センター

(15事務所)



1 広島県水道広域連合企業団について



(5) 入札契約制度の統一

- 令和5～7年度の3年間は、暫定運用として、水道企業団本部及び広島水道事務所は県の制度に、その他の事務所は構成団体（14市町）の制度に準拠
- 令和8年度から水道企業団の制度により、統一運用を開始

【スケジュール】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度～
入札契約・検査制度	本部・広島水道事務所： <u>県制度に準拠</u>			<u>水道企業団の制度による運用</u>
	その他事務所： <u>構成団体の制度に準拠</u>			

2 入札契約制度について

(令和7年3月時点から具体化・修正した主な制度内容)

2 入札契約制度について



【令和7年3月時点から具体化・修正した主な制度内容】

- 〈1〉 入札参加資格審査申請
 - ・ 申請方法などについて

- 〈2〉 格付及び格付別標準発注金額
 - ・ 格付別標準発注金額の修正について

- 〈3〉 入札方式と適用範囲
 - ・ 随意契約について

- 〈4〉 ダンピング対策
 - ・ 低入札価格調査制度の調査基準価格の設定について

2 入札契約制度について



【令和7年3月時点から具体化・修正した主な制度内容】

〈1〉 入札参加資格審査申請

- ・ 申請方法などについて

〈2〉 格付及び格付別標準発注金額

- ・ 格付別標準発注金額の修正について

〈3〉 入札方式と適用範囲

- ・ 随意契約について

〈4〉 ダンピング対策

- ・ 低入札価格調査制度の調査基準価格について

2 入札契約制度について



〈1〉入札参加資格審査申請について

申請方法などについては、次のとおりとします。

具体化・修正した
主な制度内容〈1〉

① 名簿の取扱いについて

令和8年度からは、水道企業団の独自名簿（6業務分野）を運用します。

発注機関 \ 年度	令和7年度まで	令和8年度から
本部・広島水道事務所	広島県入札参加資格者名簿を利用	水道企業団の入札参加資格者名簿により運用
各事務所 (広島水道事務所を除く)	各構成団体の入札参加資格者名簿を利用	

② 水道企業団の入札参加資格審査申請にあたっての要件

水道企業団の入札参加資格審査申請にあたっては、広島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格の認定を受けていることを要件とします。

水道企業団の入札参加資格審査の申請時点において、原則、広島県の入札参加資格の認定を受けていることを必須としますが、広島県の入札参加資格の認定を受けていない場合も、広島県の入札参加資格審査の申請中（認定審査中）であれば、水道企業団の入札参加資格審査の申請は行えることとします。

なお、広島県の入札参加資格の認定を受けていない方は、広島県の調達情報ホームページより、追加申請の手続きを行ってください。

(広島県の調達情報URL：<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html>)

2 入札契約制度について



具体化・修正した
主な制度内容<1>

③ 登録申請方法

水道企業団のホームページに掲載する申請フォームにより、入札参加資格審査の申請を受け付けます。

○ 申請に必要な入力事項

入 力 事 項	
(1)	申請者（担当者）氏名及び連絡先
(2)	広島県の入札参加資格者名簿への登録の有無
(3)	法人番号（個人の場合は入力不要）
(4)	商号又は名称
(5)	許可番号
(6)	代表者名
(7)	主たる営業所の所在地
(8)	Eメールアドレス

○ 申請に係るホームページURL

<https://www.union.hiroshima-water.lg.jp/file/business/shikaku-shinsei.html>

※ 水道企業団の入札参加資格では、申請者が広島県の入札参加資格者名簿で希望している各業務分野の業務部門すべてを認定します。

※ 入札参加資格要件は、令和8年度からの統一運用においても従前のものを基本とすることから、案件によっては、入札参加資格要件として複数の業務分野及び業務部門の認定を求める場合がありますので、入札参加に際し必要な業務分野等の登録が、広島県の入札参加資格者名簿において認定されているかを確認してください。

3 入札契約制度について



○ 申請フォームイメージ（抜粋）

具体化・修正した
主な制度内容〈1〉

令和8年度建設工事等及び測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査の申請

このフォームを送信する際に、お客様が、ご自身のお名前やメールアドレスなどの詳細情報を入力しない限り、その情報が自動的に取得されることはありません。

* 必須

1. 返信用メールアドレス *

※本申請受付後、申請受付メール（自動返信）が届きます。申請の前に、「迷惑メール設定」などの設定を確認し、メール（ドメインはgijutsukanri@union.hiroshima-water.lg.jp）が受信できる状態にしてください。

メールを入力してください

2. 申請者（担当者）氏名 *

回答を入力してください

5. 広島県の入札参加資格者名簿への登録確認 *

※広島県の入札参加資格者名簿へ登録がない方は、本申請を行うことができません。

ただし、本申請時点において、広島県の入札参加資格審査の申請が完了している方は、本申請を行うことができます。

☐ 登録有

☐ 現在申請中（認定審査中）

2 入札契約制度について



具体化・修正した
主な制度内容<1>

④ 受付期間

令和 7 年11月4日（火）～令和 7 年11月28日（金）
（ネット申請のため24時間受付）

⑤ 入札参加資格の通知等

○ 入札参加資格の通知

入札参加資格を認定したときは、令和 8 年 3 月末までに申請者に電子メールにより通知を行います。

○ 入札参加資格の有効期間

令和 8 年度入札参加資格の有効期間は、この資格が認定された日から令和 9 年 7 月 31 日までとします。

○ 入札参加資格者名簿

入札参加資格の認定を行った場合は、測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿を作成し、水道企業団のホームページに公表します。

2 入札契約制度について



具体化・修正した
主な制度内容<1>

⑥ その他

○ 電子入札システム利用に係る事前準備について

令和8年度以降の水道企業団の入札は、原則、電子入札システムにより実施します。
そのため、新規で電子入札システムを利用する建設コンサルタントは、広島県の調達情報ホームページの「事前準備の概要」を参考に、利用開始の手続きを行う必要があります。

事前準備のうち、「5. 利用者登録」は、相手方自治体ごとに行うことが基本となっているため、既に利用者登録を行っている場合も、登録済みのICカードを、水道企業団に追加登録する必要があります。

なお、利用者登録は、水道企業団の入札参加資格の認定通知受領後に行ってください。

≪関係ホームページ≫

- ・ 広島県の調達情報ホームページ「事前準備の概要」
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/nyusatsu/system/jyunbi.html> -
- ・ 利用者登録操作マニュアル
https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/nyusatsu/system/manual_touroku.html -

2 入札契約制度について



具体化・修正した
主な制度内容<1>

○ 令和8年度以降の入札参加資格認定に係るスケジュールについて

名簿年度	年度				
	R7	R8	R9	R10	R11
令和8年度 名簿					
令和9・10年度 名簿					
令和11・12年度 名簿					

2 入札契約制度について



【令和7年3月時点から具体化・修正した主な制度内容】

〈1〉 入札参加資格審査申請

- ・ 申請方法などについて

〈2〉 格付及び格付別標準発注金額

- ・ 格付別標準発注金額の修正について

〈3〉 入札方式と適用範囲

- ・ 随意契約について

〈4〉 ダンピング対策

- ・ 低入札価格調査制度の調査基準価格について

2 入札契約制度について



〈2〉格付別の標準発注金額について

具体化・修正した
主な制度内容〈2〉

制度のベースとしている県の格付別標準発注金額が、近年の技術者単価の急激な上昇を踏まえ改正されたため、水道企業団の格付別標準発注金額の見直しを行いました。

① 格付別の標準発注金額（その1）

土木関係建設コンサルタント業務について、原則として、格付別標準発注金額は次のとおりとします。なお、高度又は特殊な業務など、これによらない場合もあります。

百万円	A	B	C
16			
15			
11			
8			
6			
5			
3			
	A	B	C

土木関係建設
コンサルタント業務

2 入札契約制度について



具体化・修正した
主な制度内容<2>

① 格付別の標準発注金額（その2）

水道企業団で独自に格付を行う土木関係建設コンサルタント業務以外については、原則、広島県が定める次の基準を準用します。

百万円	A	B	C
16			
11			
7			
6			
3			
2			
	A	B	C

測量業務

百万円	A	B	C
16			
13			
8			
5			
3			
	A	B	C

地質調査業務

百万円	A	B	C
16			
13			
11			
6			
3			
2			
	A	B	C

建築関係建設
コンサルタント業務

百万円	A	B	C
16			
13			
11			
6			
3			
2			
	A	B	C

建築関係建設
コンサルタント業務
(建築設備関係部門)

百万円	A	B	C
16			
11			
8			
6			
4.5			
3			
2.5			
	A	B	C

補償関係
コンサルタント業務

百万円	A	B	C
16			
11			
8			
6			
4.5			
3			
2.5			
	A	B	C

補償関係
コンサルタント業務
(物件部門)

2 入札契約制度について



【令和7年3月時点から具体化・修正した主な制度内容】

〈1〉 入札参加資格審査申請

- ・ 申請方法などについて

〈2〉 格付及び格付別標準発注金額

- ・ 格付別標準発注金額の修正について

〈3〉 入札方式と適用範囲

- ・ 随意契約について

〈4〉 ダンピング対策

- ・ 低入札価格調査制度の調査基準価格について

2 入札契約制度について



〈3〉入札方式と適用範囲

地方公営企業法施行令の改正に伴い、広島県水道広域連合企業団契約規程が改正されたため、随意契約の締結できる金額を修正しました。

具体化・修正した
主な制度内容〈3〉

ウ 随意契約

次の要件に該当する場合は、特定の建設コンサルタントを選定して契約を締結することができます。

＜地方自治法施行令で定める要件＞

- (ア) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- (イ) 競争入札に付することが不利と認められるとき
- (ウ) 競争入札に付した結果、入札者がいないとき
- (エ) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき
- (オ) 一定金額以下の少額契約を締結するとき
⇒ 委託料 **200万円**以下
- (カ) 落札者が契約を締結しないとき
- (キ) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがあるとき

随意契約の締結できる金額	
修正前	修正後
請負設計金額(税込) 100万円以下	請負対象設計金額(税込) 200万円以下

2 入札契約制度について



【令和7年3月時点から具体化・修正した主な制度内容】

- 〈1〉 入札参加資格審査申請
 - ・ 申請方法などについて
- 〈2〉 格付及び格付別標準発注金額
 - ・ 格付別標準発注金額の修正について
- 〈3〉 入札方式と適用範囲
 - ・ 随意契約について
- 〈4〉 **ダンピング対策**
 - ・ **低入札価格調査制度の調査基準価格について**

2 入札契約制度について



〈4〉ダンピング対策

具体化・修正した
主な制度内容〈4〉

制度のベースとしている県の低入札価格調査制度における調査基準価格の下限値が引き上げられたため、水道企業団の調査基準価格の下限値も見直しを行いました。

※本部・広島水道事務所が発注する測量・建設コンサルタント等業務については、令和7年6月から本制度を適用済

ア 低入札価格調査制度

(ア) 適用対象

総合評価落札方式の測量・建設コンサルタント等業務又は、請負対象設計金額5千万円以上（当面の間）の測量・建設コンサルタント等業務

(イ) 調査基準価格の設定

< 電子入札案件 >

次の算出式により算出する。（ただし、予定価格の85%～90%の範囲内）

- ・ 応札者が5者以上の場合

入札金額の平均値－標準偏差×1/2（0.5σ）

- ・ 応札者が5者未満の場合

入札金額の平均値の概ね95%

< 電子入札案件以外 >

予定価格の概ね 90%

調査基準価格の設定範囲	
修正前	修正後
予定価格の 82%～90%	予定価格の 85%～90%

2 入札契約制度について



その他事項

入札契約制度の詳細については、水道企業団のホームページに掲載しています。

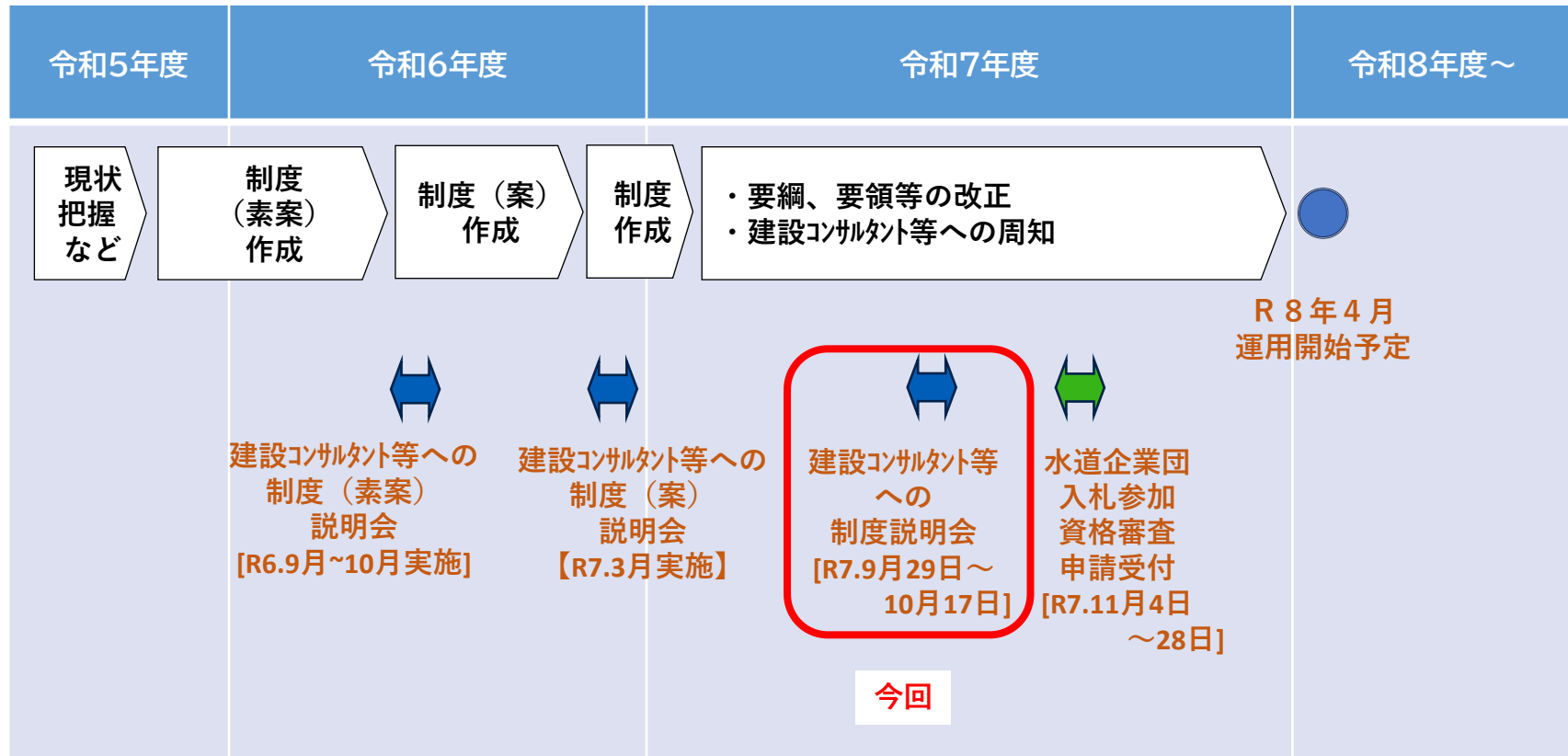
→広島県水道広域連合企業団
(<https://www.union.Hiroshima-water.lg.jp/>)

3 今後の予定

3 今後の予定



○ スケジュール



4 質疑応答

< 問合せ窓口 >

御不明な点等ございましたら、次の連絡先までお願いします。

連絡先

広島県水道広域連合企業団 技術管理課 野村、門田、進藤

電話 : 050-3785-2840

E-mail : gijutsukanri@union.hiroshima-water.lg.jp

終了

ご清聴ありがとうございました

別添

入札契約制度

(1) 入札契約制度統一の基本的な考え方

- 水道企業団は、ひとつの水道事業者として、次に掲げる目的を達成し、適切な公共調達を実現するため、入札契約制度を統一する。

(目的)

- ・ 公正な競争の確保
 - ・ 入札手続の透明性の向上
 - ・ コストの縮減
 - ・ 工事の品質の確保
 - ・ 地元企業の参入機会を増やすことによる地域経済の活性化
- 制度の構築にあたっては、水道企業団の事業エリアが県全域となることから、県の制度をベースとし、将来にわたって、水道施設の適切な整備・維持管理、災害時に迅速な対応が行えるよう、その重要な担い手である建設業者や建設コンサルタントについて、技術力・競争力向上が図られつつ、安定的持続的に担い手が確保、育成されている状態を目指します。
 - 水道企業団は、水道事業に特化した団体であり、多様な背景を持つ市町と県が統合したという実情を考慮し、工事の入札参加資格要件などのルール作りを行う

(2) 入札参加資格者名簿について

① 名簿の取扱いについて

令和8年度からは、水道企業団の独自名簿（6業務分野）を運用します。

※名簿の取扱いについて※

発注機関 \ 年度	令和7年度まで	令和8年度から
本部・広島水道事務所	広島県入札参加資格者名簿を利用	水道企業団の入札参加資格者名簿により運用
各事務所 (広島水道事務所を除く)	各構成団体の入札参加資格者名簿を利用	

② 水道企業団の入札参加資格審査申請にあたっての要件

水道企業団の入札参加資格審査申請にあたっては、広島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格の認定を受けていることを要件とします。

水道企業団の入札参加資格審査の申請時点において、原則、広島県の入札参加資格の認定を受けていることを必須としますが、広島県の入札参加資格の認定を受けていない場合も、広島県の入札参加資格審査の申請中（認定審査中）であれば、水道企業団の入札参加資格審査の申請は行えることとします。

なお、広島県の入札参加資格の認定を受けていない方は、広島県の調達情報ホームページより、追加申請の手続きを行ってください。

(広島県の調達情報URL：<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html>)

2 入札契約制度について



③ 登録申請方法

水道企業団のホームページに掲載する申請フォームにより、入札参加資格審査の申請を受け付けます。

○ 申請に必要な入力事項

入 力 事 項	
(1)	申請者（担当者）氏名及び連絡先
(2)	広島県の入札参加資格者名簿への登録の有無
(3)	法人番号（個人の場合は入力不要）
(4)	商号又は名称
(5)	許可番号
(6)	代表者名
(7)	主たる営業所の所在地
(8)	Eメールアドレス

○ 申請に係るホームページURL

<https://www.union.hiroshima-water.lg.jp/file/business/shikaku-shinsei.html>

※ 水道企業団の入札参加資格では、申請者が広島県の入札参加資格者名簿で希望している各業務分野の業務部門すべてを認定します。

※ 入札参加資格要件は、令和8年度からの統一運用においても従前のものを基本とすることから、案件によっては、入札参加資格要件として複数の業務分野及び業務部門の認定を求める場合がありますので、入札参加に際し必要な業務分野等の登録が、広島県の入札参加資格者名簿において認定されているかを確認してください。

3 入札契約制度について



④ 受付期間

令和 7 年11月4日（火）～令和 7 年11月28日（金）
（ネット申請のため24時間受付）

⑤ 入札参加資格の通知等

○ 入札参加資格の通知

入札参加資格を認定したときは、令和 8 年 3 月末までに申請者に電子メールにより通知を行います。

○ 入札参加資格の有効期間

令和 8 年度入札参加資格の有効期間は、この資格が認定された日から令和 9 年 7 月 31 日までとします。

○ 入札参加資格者名簿

入札参加資格の認定を行った場合は、測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿を作成し、水道企業団のホームページに公表します。

⑥ その他

○ 電子入札システム利用に係る事前準備について

令和8年度以降の水道企業団の入札は、原則、電子入札システムにより実施します。
そのため、新規で電子入札システムを利用する建設コンサルタントは、広島県の調達情報ホームページの「事前準備の概要」を参考に、利用開始の手続きを行う必要があります。

事前準備のうち、「5. 利用者登録」は、相手方自治体ごとに行うことが基本となっているため、既に利用者登録を行っている場合も、登録済みのICカードを、水道企業団に追加登録する必要があります。

なお、利用者登録は、水道企業団の入札参加資格の認定通知受領後に行ってください。

≪関係ホームページ≫

- ・ 広島県の調達情報ホームページ「事前準備の概要」
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/nyusatsu/system/jyunbi.html> -
- ・ 利用者登録操作マニュアル
https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/nyusatsu/system/manual_touroku.html -

(3) 格付について

① 格付の統一基準

- 水道企業団では、水道事業において利用頻度の高い次の業務分野について、水道企業団独自の評価項目を設定し、登録業者の格付を行います。

業種	格付
土木関係建設コンサルタント業務	A、B、Cの3段階

- その他、5業務分野については、広島県の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿における格付を適用します。

（ 測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、
補償関係建設コンサルタント業務、その他業務 ）

② 格付の評価方法

- 土木関係建設コンサルタント業務については、当面の間、広島県の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿における総合数値のうち、客観的事項の審査による客観数値のみにより、格付を行います。
- 主観的事項の審査（主観数値の算出）には、水道企業団が発注した業務の業務成績の蓄積等に一定の期間を要するため、令和11年度を目標に審査を行う予定としています。

主観的事項	評価対象期間						
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	
水道企業団が発注した業務の業務成績	R8.4.1～R10.10.31（約2年間）			R11・R12 名簿で評価	R8.4.1～R12.10.31（約4年間）	R13・R14 名簿で評価	
優良建設コンサルタント表彰回数		R9年度～R10年度（2年間）			R9年度～R12年度（4年間）		
指名除外等の契約制限	R8.4.1～R10.11.30（約2年間）						R10.12.1～R12.11.30（2年間）
地域貢献		申請時における取組状況を確認					申請時における取組状況を確認

- 令和8年度から令和10年度末まで

総合数値 = 客観数値
(業務分野別実績高等により県が評価)

- 令和11年度以降

総合数値 = 客観数値 + 主観数値
(業務分野別実績高等により県が評価) (主観的事項の審査による数値)

(4) 格付別の標準発注金額について

① 格付別の標準発注金額（その１）

土木関係建設コンサルタント業務について、原則として、格付別標準発注金額は次のとおりとします。

なお、高度又は特殊な業務など、これによらない場合もあります。

百万円	A	B	C
16			
15			
11			
8			
6			
5			
3			
	A	B	C

土木関係建設
コンサルタント業務

① 格付別の標準発注金額（その２）

水道企業団で独自に格付を行う土木関係建設コンサルタント業務以外については、原則、広島県が定める次の基準を準用します。

百万円	A	B	C
16			
11			
7			
6			
3			
2			
	A	B	C

測量業務

百万円	A	B	C
16			
13			
8			
5			
3			
	A	B	C

地質調査業務

百万円	A	B	C
16			
13			
11			
6			
3			
2			
	A	B	C

建築関係建設
コンサルタント業務

百万円	A	B	C
16			
13			
11			
6			
3			
2			
	A	B	C

建築関係建設
コンサルタント業務
(建築設備関係部門)

百万円	A	B	C
16			
11			
8			
6			
4.5			
3			
2.5			
	A	B	C

補償関係
コンサルタント業務

百万円	A	B	C
16			
11			
8			
6			
4.5			
3			
2.5			
	A	B	C

補償関係
コンサルタント業務
(物件部門)

入札契約制度について



○ 建設コンサルタントに係る主な制度と適用範囲

適用範囲 区分	請負対象設計金額（税込み）	
	2 百万円	5 千万円
入札方式等	← 一般競争入札 ※ 1 →	
	← 随意契約 →	
	← (価格競争) →	← 総合評価落札方式 →
	← 総合評価落札方式 →	
ダンピング 対策	← 最低制限価格制度 →	← 低入札価格調査制度 →
予定価格の 公表	← 事前公表 →	

※1 一般競争入札を原則とするが業務内容に応じて、他の入札方法（指名競争入札等）を選択する。

(5) 主な制度について

① 入札方式

入札方式は、原則、一般競争入札とします。

ただし、業務内容等によっては、指名競争入札によることができることとします。

入札は、電子入札システムにより実施することとします。

ア 一般競争入札

(ア) 審査方式

原則、事後審査型一般競争入札を適用します。

(イ) 入札参加資格

入札参加資格は、発注する案件ごとに定めます。各案件の入札公告を十分に確認してください。

なお、入札参加資格要件は、令和8年度からの統一運用においても、従前のものを基本とします。

<入札参加資格の要件>

- ・ 測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿における業務分野や格付等級
- ・ 営業所の所在地
- ・ 会社の履行実績
- ・ 同種業務の元請履行実績
- ・ 技術者に係る要件
- ・ その他

イ 指名競争入札

次に該当する場合においては能力や実績等に基づいて選定した業者を指名して入札を行います。

- ・ その性質又は目的が一般競争入札に適さないとき
- ・ 競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数であるとき
- ・ 一般競争に付することが不利と認められるとき

(ア) 指名選定方法

水道企業団の入札参加資格者名簿に登録されており、発注する業務の種類及び設計金額に応じた格付を有する業者の中から、実績等を考慮したうえで指名業者を選定します。

(イ) 指名の通知

指名業者へは、電子入札システムに登録された電子メールアドレス宛に指名通知書が送付されます。

ウ 随意契約

次の要件に該当する場合は、特定の建設コンサルタントを選定して契約を締結することができるものとします。

<地方自治法施行令で定める要件>

- (ア) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- (イ) 競争入札に付することが不利と認められるとき
- (ウ) 競争入札に付した結果、入札者がいないとき
- (エ) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき
- (オ) 一定金額以下の少額契約を締結するとき
⇒委託料 200万円以下
- (カ) 落札者が契約を締結しないとき。
- (キ) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがあるとき

② 総合評価落札方式

ア 対象業務及び適用基準

請負対象設計金額5千万円以上（当面の間）の測量・建設コンサルタント等業務については、業務内容に応じて次のいずれかの形式により入札を実施します。

ただし、請負対象設計金額が5千万円未満の測量・建設コンサルタント等業務においても、業務内容等により適用する必要があると判断した場合は、適用対象とします。

総合評価落札方式 の形式	請負対象設計金額	工事内容
技術評価型	5,000 万円以上	技術的検討の余地が大きいと認められる委託業務において、企業、配置技術者の実績及び業務成績等に加え、業務の実施方針及び技術提案を求めることにより、品質確保が期待できる委託業務
実績評価1型		技術的検討の余地が小さいと認められる委託業務において、企業、配置技術者の実績及び業務成績等を求めることにより、品質確保が期待できる委託業務
実績評価2型		技術的検討の余地が小さいと認められる委託業務において、企業、配置技術者の業務成績等を求めることにより、品質確保が期待できる委託業務

③ ダンピング対策

ア 低入札価格調査制度

(ア) 適用対象

総合評価落札方式の測量・建設コンサルタント等業務又は、請負対象設計金額 5 千万円以上（当面の間）の測量・建設コンサルタント等業務

(イ) 調査基準価格

< 電子入札案件 >

次の算出式により算出する。（ただし、予定価格の85%～90%の範囲内）

- ・ 応札者が 5 者以上の場合

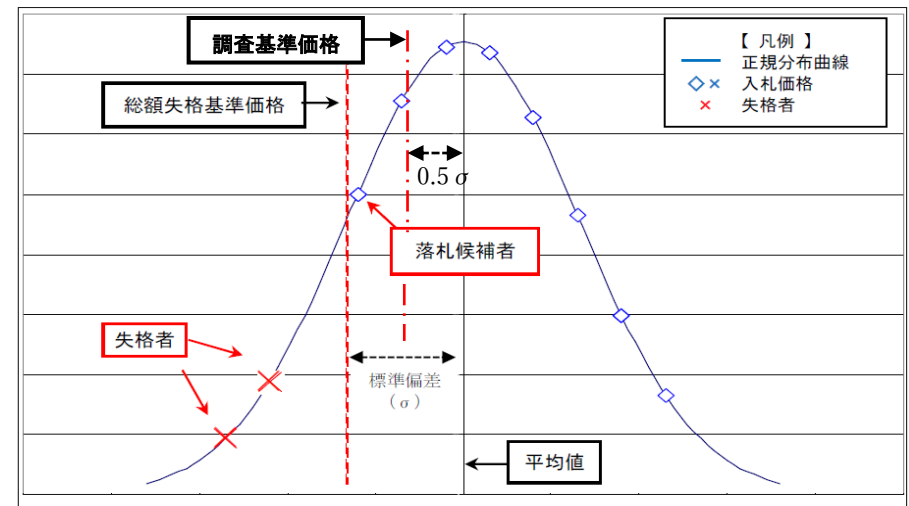
入札金額の平均値 - 標準偏差 × 1/2 (0.5σ)

- ・ 応札者が 5 者未満の場合

入札金額の平均値の概ね 95%

< 電子入札案件以外 >

予定価格の概ね 90%



イ 最低制限価格制度

(ア) 適用対象

請負対象設計金額 5 千万円未満（当面の間）の測量・建設コンサルタント等業務（随意契約及び総合評価落札方式の測量・建設コンサルタント等業務を除く）

(イ) 最低制限価格の設定

○ 最低制限価格の算出式

$$\text{最低制限価格} = (\text{最低制限価格基準額} \times \text{無作為係数}) \times 110 / 100$$

○ 最低制限価格基準額

a 測量業務

直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費 × 50 %

b 建築関係建設コンサルタント業務

直接人件費 + 特別経費 + 技術料等経費 × 60 % + 諸経費 × 60 %

c 土木関係建設コンサルタント業務

直接人件費 + 直接経費 + その他原価 × 90 % + 一般管理費 × 50 %

d 地質調査業務

直接調査費 + 関節調査費 × 90 % + 解析等調査業務費 × 80 %
+ 諸経費 × 50 %

e 補償関係コンサルタント業務

直接人件費 + 直接経費 + その他原価 × 90 % + 一般管理費 × 50 %

○ 最低制限価格基準額（上限額、下限額の設定）

a 測量業務

（上限額） 予定価格110分の100に0.82を乗じて得た額

（下限額） 予定価格の110分の100に0.60を乗じて得た額

b 建築関係建設コンサルタント業務

（上限額） 予定価格の110分の100に0.81を乗じて得た額

（下限額） 予定価格の110分の100に0.60を乗じて得た額

c 土木関係建設コンサルタント業務

（上限額） 予定価格の110分の100に0.81を乗じて得た額

（下限額） 予定価格の110分の100に0.60を乗じて得た額

d 地質調査業務

（上限額） 予定価格の110分の100に0.85を乗じて得た額

（下限額） 予定価格の110分の100の 3 分の 2

e 補償関係コンサルタント業務

（上限額） 予定価格の110分の100に0.81を乗じて得た額

（下限額） 予定価格の110分の100に0.60を乗じて得た額

○ 無作為係数

電子計算機の乱数機能により無作為に算出される 1 から1.00500（少数第 6 位以下を切り捨てる。）とします。

④ 設計共同体について

設計共同体への発注に付すべき業務は、公募型プロポーザル方式、公募型設計協議方式又は公募型競争入札方式により、受託者等の選定又は特定を行う業務のうち、業務の技術的難易度及び技術力の結集の必要性等を総合的に勘案し、設計共同体を活用する必要があると認められるものとします。

設計共同体の結成に係る事項は、業務の内容等に応じ定めます。

(設計共同体の結成に係る事項)

- ・ 履行方式
- ・ 構成員の数
- ・ 構成員の組合せ
- ・ 構成員の資格要件
- ・ 出資比率
- ・ 代表者の要件
- ・ その他必要と判断をし、定める事項

⑤ 予定価格の公表

水道企業団が発注する業務の入札においては、随意契約を除くすべての業務において、事前に予定価格を公表します。

時期	対象工事		公表方法	
	業種	請負対象 設計金額		
事前	全業種	全業種	一般競争	広島県HPの調達情報 (入札公告)
			指名競争	広島県HPの調達情報 (入札公告) 指名通知書 入札等一覧表

⑥ 業務費内訳書

ア 目的

入札者の適正な積算を促進するため、入札に際し、業務費内訳書の提出を求めます。

イ 対象業務

随意契約を除くすべての業務

ウ 主な記載内容

① 業務費の内訳

業務内訳書に記載されている費目・工種・施工名称など、単位及び数量を漏れなく記載したうえで、見積額を記入（レベル3まで）

② 完了後の調査等に関する誓約

（以降、低入札価格調査制度の対象業務の場合）

① 低入札価格調査に係る意向確認

② 業務費の内訳（レベル4まで）※

③ 再委託先及び見積額※

業務費の内訳に記入したすべての項目について、入札者及びすべての再委託予定者の内訳を記入

④ 労務賃金調書※

※ 入札価格が調査基準価格未満だった場合

⑦ 優良建設コンサルタント等の表彰

水道企業団が発注する測量・コンサルタント等業務において、優れた成績を修めた建設コンサルタント及び優秀な技術者を表彰する制度を創設します。

本制度は、令和9年度から運用を開始することとし、令和9年度の表彰対象は、令和8年度に引き渡しを受けた業務とします。

ア 表彰対象業務

前年度に県内業者が施工、引渡しを受けた最終契約額500万円以上の業務において、業種ごとに定める点数以上の成績評定点が付された業務を対象とします。

イ 表彰区分及び被表彰候補者の選考基準

表彰区分	被表彰候補者の選考基準
優良建設 コンサルタント	<u>表彰対象業務を履行した者のうち、次の基準をすべて満たす者</u> を選考対象とします。 ・ 前年度に引渡しを受けた業務で、水道企業団と契約を締結した2件以上の受注実績を有し、当該業務の業務成績評定点の平均点が75点以上で、かつ65点未満の業務がないこと、並びに総合評価落札方式を適用した業務において、提出した技術資料に不履行がないこと ・ 前年度に指名除外を措置されていないこと ・ 被表彰候補者の選考を行うことが著しく不適当でないこと
優秀技術者	<u>表彰対象業務の管理のため、原則として、業務の全期間に配置されていた主たる業務分野の管理技術者</u> を選考対象とします。

ウ 被表彰者の選考等

イに該当する者を公募し、審議のうえ決定します。

⑧ 前金払

前金払の保証契約締結を前提に、請求により請負代金額の10分の3以内の額を支払います。

⑨ その他事項

入札契約制度の詳細については、水道企業団のホームページに掲載しています。

→広島県水道広域連合企業団

(<https://www.union.Hiroshima-water.lg.jp/>)